

2025 年 10 月 8 日

第 52 回北陸公衆衛生学会
学会長 塗師 亜紀子 様

日本公衆衛生学会
専門職・教育生涯学習委員会
委員長 尾 島 俊 之
(公印省略)

時下ますますご清栄のことと大慶に存じ上げます。

さて、日本公衆衛生学会 認定専門家研修認定に申請いただきまして、誠にありがとうございました。

専門職・教育生涯学習委員会におきまして審査した結果、第 52 回北陸公衆衛生学会につきましては「日本公衆衛生学会認定専門家の認定に関する規程」別表第 2－2 による「専門職・教育生涯学習委員会により認定された地方の公衆衛生学会」として認定いたしましたので、ご連絡いたします。

◆認定専門家ポイント

⇒ 15 ポイント

受講票等は発行しておりません。

認定専門家申請時、申請書へポイント数を記載いただければ結構です。

◆社会医学系専門医協会「社会医学系分野に関連する講習の受講」のクレジット K 単位

⇒ K－3（※受講票の記載は K－3 と書きます。）

別添の「受講票」に予め単位等を記載しお渡してください。

以上